

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年6月30日（金）13時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、椎名係長、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当9名（うちWeb会議システムによる出席6名）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

➤ まとめ資料案

- 2.14.8 信頼性に対する設計上の考慮への適合性
- 2.14.9 検査可能性に対する設計上の考慮への適合性
- 3章 特定原子力施設の保安

○原子力規制庁から、説明を受けた内容について主に以下のコメント等を伝えた。

（信頼性に対する設計上考慮関係）

- 安全機能に対する信頼性確保に係る項目と回収作業の成立性に対する信頼性確保に係る項目が混在していることから、それぞれを分けて整理すること。
- 信頼性確保に係る措置の内容のみを記載するのではなく、例えば「(2)電源」では外部電源が喪失した際にどのような支障が生じるのか等、安全機能に与える影響について説明した上で、その影響を防止又は緩和するために必要な措置及び当該措置の信頼性確保・向上のために実施する具体的な対応について説明すること。
- 今回新たに示された洗浄システムやジブクレーン等について、安全対策の観点から、設備の範囲や当該設備による作業内容等の全容について説明するとともに、ROVとあわせて引き上げるケーブル等に関しても線量が高い場合の洗浄やその後の取扱について説明すること。また、耐震クラス分類上、上位クラス設備に対する波及的影響等を確認する観点から、ジブクレーンやその他の設備の位置関係がわかる平面図を示すこと。
- モックアップ実施に向けたこれまでの知見の反映について、遠隔操作の観点からのSGTS切断に係る反省事例のみでなく、遠隔かつ視認性がない中で作業を実施すること等も踏まえて類似事例等を確認して整理し、資料に示して説明すること。
- ゼオライト保管容器の落下試験について、使用する解析コードとその適用範囲、解析コード自体の検証及び妥当性確認状況、過去の使用実績や評価条件等の詳細につ

いて説明すること。また、評価結果の判定において応力ではなく変形量（ひずみ）を用いることの妥当性について説明すること。

- モックアップ作業に関して、ゼオライト保管容器の設置高さが実機条件とは異なるため、実機で想定する配管の圧力損失等をどのように模擬したかを含め、試験条件の妥当性を資料に示して説明すること。また、実規模モックアップ以外に実施する要素試験の内容についても説明すること。特に配管閉塞時の対応として実施する配管の加振や切断について詳細を説明すること。

(検査可能性関係)

- 本項目では、安全機能を有する設備の範囲を明確にした上で、各設備の安全機能が担保できるように点検を実施する項目や具体的な点検内容を整理して記載すること。
- 使用前検査で確認する事項については、「Ⅷ 実施計画に係る検査の受検」の項目のまとめ資料に整理して記載すること。また、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の両方で使用する回収装置等について、検査確認項目と実施時期の関係を整理して説明すること。

(特定原子力施設の保安関係)

- 敷地境界の線量評価に関して、線源としてセシウム 134 及び 137、また現在評価中のストロンチウム 90 を代表核種とすることの妥当性について資料に示して説明すること。
- 配管内のゼオライト土嚢の有無等の線源条件を含めて、モデル化したものと実機を比較してどこまで再現できているのかなど、評価条件の具体的な内容について資料に示して説明すること。
- 階段室にある活性炭土嚢の集積作業に関して、第三章（特定原子力施設の保安）に示す措置との関係を整理の上、資料に示して説明すること。

○東京電力ホールディングス株式会社より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- まとめ資料案
 - 2. 14. 8 信頼性に対する設計上の考慮への適合性
 - 2. 14. 9 検査可能性に対する設計上の考慮への適合性
 - 3 章 特定原子力施設の保安

以上